

小平市立大沼保育園給食調理業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 件名

小平市立大沼保育園給食調理業務委託

(2) 業務の内容

給食調理業務（給食食材の検収、調理、盛付、給食の保育室への運搬・下膳、食器・調理器具の洗浄・消毒・保管・メンテナンス及び給食室の清掃）

※別添仕様書参照

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで（3 年 9 か月間）

(4) 履行場所

小平市立大沼保育園（以下、大沼保育園）

小平市大沼町二丁目 2 番 8 号

(5) 調理業務委託に係る債務負担行為上限額

106,700 千円（消費税込）

2 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる要件①から⑨のすべてを満たしていること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始がなされていないこと。
- ③ 参加表明書提出期限において、小平市若しくは国又は他の地方公共団体において指名停止中でないこと。
- ④ 令和 4 年度から令和 6 年度に東京都で認可保育園における自園方式の給食調理業務に実績があること。
- ⑤ 過去 3 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（平成 30 年法律第 46 号による改正）の営業の禁停止の処分を受けていないこと。
- ⑥ 当該業務の契約締結までに、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、小平市競争入札参加資格を有している者であること。
- ⑦ 法人税、法人事業税に滞納がないこと。
- ⑧ 委託仕様書に基づき業務を実施すること。
- ⑨ 業務開始に当たり、業務の引継ぎ等について事前に市と協議を行うこと。

※参加表明書提出時点で、小平市競争入札参加資格を有していない事業者は、別途、書類の提出をしていただきます。（5 参照）

3 プロポーザル実施の日程

(1) 日程

項 目		日 時
実施要領等の公表		令和7年7月29日（火）
現地説明会		令和7年8月30日（土）午後1時から
参加表明書、提案書類作成に係る質問の受付・回答	受付	令和7年8月12日（火）から 令和7年9月2日（火）午後5時まで
	回答	令和7年9月4日（木）まで
参加表明書の提出		令和7年8月8日（金）午後5時まで
指名通知書発送		令和7年8月15日（金）
提案書類の提出		令和7年9月26日（金）午後5時まで
第一次審査（書類審査）		令和7年10月23日（木）
第一次審査結果通知		令和7年10月27日（月）
第二次審査（プレゼンテーション）		令和7年11月7日（金）
第二次審査結果通知		令和7年11月11日（火）

・日程は市の都合により変更することもありますので、予めご了承ください。

(2) 現地説明会について

日時：令和7年8月30日（土）午後1時から4時30分まで

場所：小平市立大沼保育園 2階 ホール

【最寄駅】 西武新宿線、拝島線 小平駅 徒歩約8分

(留意事項)

- ・申込：希望者は令和7年8月8日（金）までに社名と参加者名を、「現地説明会参加申込書」（様式②）によりご連絡ください。（ファクシミリ可）
- ・現地説明会への車での参加はご遠慮願います。
- ・来園する方は当日検温を行ってください。（37.5℃以上の場合、頭痛、咳等、風邪症状がある場合は参加できません。）
- ・調理室内に入室する方は、最近15日以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌）、清潔な衣服（白衣・帽子・マスク等）、清潔な調理室内履きを用意してください。調理室の入室は、2名以内とします。
- ・現地説明会への出欠がプロポーザルへの参加に影響することはありません。

(3) 質問の受付、回答について

質問書（様式⑥）を電子メールで「11」の担当部署まで送付して下さい。全ての質問に対して、全参加事業者に電子メールで回答します。

4 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年7月29日（火）から8月8日（金）まで

(2) 配布場所

- ・小平市のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kodaira.tokyo.jp>

- ・小平市こども家庭部保育課でも配布します。
- ・小平市の調理に関わるマニュアル等は希望する事業者に小平市こども家庭部保育課で配布します。

5 参加表明書提出時に提出するもの

提出書類	備 考
① 参加表明書	様式①
② 会社概要	様式③
③ 認可保育園給食受注実績	様式④

※小平市競争入札参加資格を有していない事業者は、上記の他、次の各号に掲げる書類を提出してください。

- ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※最新年度のもの
- イ 財務諸表
- ウ 法人事業税の納税証明書
- エ 納税証明書その1（法人にあっては法人税、かつ、消費税及び地方消費税）

(1) 提出部数

- ① 参加表明書……正本1部
- ② 会社概要、③認可保育園給食受注実績……正本1部、写し8部
※写し8部には、商号又は名称及び代表者名は記入しないでください。

(2) 提出方法

小平市こども家庭部保育課へ持参又は郵送で提出してください。

※郵送の場合は、書留郵便に限り、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と明記の上、提出期限までに必着とします。

(3) 提出期限

令和7年8月8日（金）午後5時まで

6 参加者の指名

提出された参加表明書等を審査し、「2」のプロポーザル参加資格要件をすべて満たしている事業者に「指名通知書」により参加の指名を通知します。（令和7年8月15日（金）に郵送で通知予定。）

7 プロポーザル参加の指名通知を受けた事業者が提出するもの

指名通知を受けた事業者は、以下の書類を提出してください。

提出書類	内 容
① 提案書	・様式⑤もしくは同内容を記載した事業者の様式によるもの

	・提案書の課題及び仕様書に基づき、事業者の実施内容を提案するもの
② 見積書	・ <u>金額を見積もったもの</u> ・ 様式⑦によるもの ・ 金額は消費税抜きで表示すること (有効期限は、契約を締結するまでとする)
③ 会社概要	・ 事業者の会社概要を示すもの（事業者作成のもの）

(1) 提案書について

① 提案書（様式⑤）により、下記の5つの課題について提案してください。

課題1 保育園給食業務の基本的な考え方について

課題2 給食調理業務の実施体制について

課題3 給食調理従事者について

課題4 安全・衛生管理について

課題5 危機管理について

② それぞれの課題についてA4 1枚（両面可）以内にまとめてください。

③ 提出する提案は1案とし、提出後の追加及び変更は認めません。

④ 会社名がわかる記述は避けてください。

(2) 見積書について

別添、年間給食実施計画書に令和8年度以降の児童数等の推計を示していますので、その推計を考慮して「見積書」の積算をお願いします。

(3) 書類の提出部数

提案書、見積書について、会社名は正本のみとし、副本には会社名を記載しないでください。

① 提案書 正本1部＋副本8部

② 見積書 正本1部＋副本8部

③ 会社概要 1部

(4) 提出方法

小平市こども家庭部保育課に持参してください。

(5) 提出期限

令和7年9月26日（金）午後5時まで（厳守）

8 提案書等の審査

提案書等の審査を厳正かつ公平に行うため、小平市立大沼保育園給食調理業務委託プロポーザル審査委員会を設置し、審査を行います。

(1) 第一次審査（書類審査）

① 審査

提出された提案書等に対し、審査委員会において書類審査を実施し、第二次審査でヒアリング等を求める事業者3者以内を選定します。

※見積額が予算額を超えている場合は、審査対象から除外します。

② 審査結果の通知

全参加事業者に対して令和7年10月27日（月）に書面より通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

① 審査

第一次審査により選定された事業者は、審査委員会において提案についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、最も優れた提案を行った事業者を1者決定します。

② プレゼンテーションの実施方法

提案書についての説明（プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション）と審査委員会による25分程度のヒアリングを行います。

出席者は、合計3人以内とします。

③ 審査結果の通知

プレゼンテーション参加事業者に対して令和7年11月11日（火）に書面により通知します。

(3) 審査基準

第一次審査（書類審査）

評価項目（配点）		
1	事業者の実績	10点
2	提案書の内容	150点
3	見積額	40点
認可保育園給食調理業務の実績		
① 保育園給食業務の基本的な考え方		
② 給食調理業務の実施体制		
③ 給食調理従事者について		
④ 安全・衛生管理について		
⑤ 危機管理について		
価格		

※別紙「審査基準表」参照

第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

評価項目（配点）		
1	事業者の実績	10点
2	提案書の内容	150点
3	見積額	40点
認可保育園給食調理業務の実績		
① 保育園給食業務の基本的な考え方		
② 給食調理業務の実施体制		
③ 給食調理従事者について		
④ 安全・衛生管理について		
⑤ 危機管理について		
価格		

※別紙「審査基準表」参照

① 審査方法

第一次審査は、審査委員6人の総合点の合計点（1200点）から3者以内を選定します。

第二次審査は、審査委員6人の総合点の合計点（1200点）から最優秀事業者1

者を決定します。

また、参加事業者が3者以内の場合には第二次審査のみ実施します。ただし、第二次審査においても第一次審査の評価項目による審査を実施します。1者の場合には見積もり金額を除く評価点のうち基準評価点（7割）を上回る者を最優秀事業者と決定します。

② 評価区分及び点数

点数は、配点にそれぞれ係数をかけ、少数第1位を四捨五入します。

評価区分	評価	点数
優れている	A	配点×1.0
やや優れている	B	配点×0.8
標準的である	C	配点×0.6
やや劣っている	D	配点×0.4
劣っている	E	配点×0.2

ただし、見積額については、参加事業者の中で最低見積額に対する自社の見積額により評価します。

点数	
40点	$\times \frac{(\text{最低見積額} / \text{自社の見積額})}{\text{小数第3位を四捨五入する}}$

③ 合計点が同点の場合

アからエの順に評価します。

ア Aの合計数の上位から選定。

イ Bの合計数の上位から選定。

ウ Cの合計数の上位から選定。

エ アからウの規定で決定できない場合は、委員長が決定。

④ 審査委員の中でE評価が2つ以上ある場合は、選定しません。

(4) 審査結果の公表

審査結果は小平市ホームページで公表します。

9 提出書類の取り扱い

- ・提出された参加表明書及び提案書類は、本件の選考以外、提出者に無断で使用することはありません。
- ・提出された書類は、返却いたしません。
- ・提出書類作成のために小平市より受領した資料は、小平市の許可なく公表、使用することは出来ません。
- ・特定したプロポーザルに係る著作権は作成者に帰属し、小平市は無条件でその使用权を持つものとします。

10 その他

(1) 無効となる提出書類

提出書類が次の条件の一つに該当する場合には、無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑥ 提案書（様式⑤）について、提出者を特定できる内容を記載した場合。
- ⑦ その他、審査委員会が不適格と認めた者。
- ⑧ 提案辞退届（様式⑧）により提案を辞退した者が提出したもの。

※提案辞退届（様式⑧）を提出する場合は「1 1 担当部署」に提出日時を連絡し、持参してください。

- (2) 提出書類作成に要した費用、旅費、その他このプロポーザル参加に関し要した費用は、参加事業者の負担とします。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類は無効とするとともに、虚偽の記載をした事業者に対して指名停止措置をとることがあります。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え又は再提出は認められません。また、提出書類に記載した担当者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することは出来ません。
- (5) 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合は、審査を中止することがあります。
- (6) この要領に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定めます。
- (7) 特定された事業者については、業務実施後、プロポーザル時の評価項目に基づき、履行状況等について、評価を行います。

1 1 担当部署

東京都小平市小川町二丁目 1， 3 3 3 番地

小平市こども家庭部保育課

電話 0 4 2 - 3 4 6 - 9 8 4 8

メールアドレス hoiku@city.kodaira.lg.jp